

○庄原市における外部の労働者等からの公益通報に関する要領（令和4年庄原市訓令第6号）

（目的）

第1条 この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づき、外部の労働者等からの公益通報を適切に処理するため、市が講じるべき必要な措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 外部の労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者（庄原市職員等からの内部通報に関する要領（令和4年庄原市訓令第5号）第2条第1号アに規定する職員等を除く。）
- （2） 公益通報 外部の労働者等が法第2条第3項に定める通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）に関し、当該通報対象事実について処分又は勧告等を行う権限を有する本市の機関に対して行う同条第1項に規定する公益通報
- （3） 通報者 公益通報をした者
- （4） 担当課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所掌する課  
（通報の受付窓口）

第3条 公益通報及びこれに関する相談は、担当課において受け付けるものとする。

（通報の受付及び確認）

第4条 公益通報は、面談、法第3条第2号に規定する書面その他の文書（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。）によるものとする。ただし、明らかに不正の目的でなされたと認める通報、匿名による通報（通報対象事実が生じ、若しくはまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合を除く。）及び外部公益通報に該当しないと認める通報は、これを受け付けないことができる。

- 2 担当課は、公益通報があったときは、通報者の秘密保持に配慮しつつ、公益通報の内容となる通報対象事実等について、通報者から確認し、通報内容整理票（様式第1号）を作成するものとする。
- 3 担当課は、通報者に対して公益通報をしたことに対する不利益な取扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを通報者に説明するものとする。
- 4 担当課は、第2項の規定による確認の結果、通報対象事実の内容が他の課が担当すべきものである場合は当該他の担当課を、本市が処分、勧告等を行う権限を有しない場合は当該権限を有する行政機関を、通報者に教示するものとする。
- 5 担当課は、通報内容整理票の写しを総務部総務課長（以下「総務課長」という。）に提出するものとする。
- 6 担当課は、公益通報を受理した場合はその旨を、受理しない場合は受理しない旨及びそ

の理由を公益通報受理（不受理）通知書（様式第2号）により速やかに通知するものとする。

（受理後の教示等）

第5条 公益通報の受理後において、通報対象事実が他の課が所掌するものであること又は他の行政機関が処分、勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、前条第4項の規定を準用するものとする。

（調査の実施）

第6条 担当課は、公益通報を受理した場合は、調査の必要性を十分検討し、適正な業務の遂行に支障がある場合を除き、調査を行う場合はその旨と着手の時期を、調査を行わない場合はその旨と理由を、通報者に対して公益通報調査通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 担当課は、調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮の上、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。
- 3 担当課は、調査結果について、公益通報調査結果報告書（様式第4号）により速やかに取りまとめ、通報者に対して通知するものとする。この場合において、利害関係人の秘密、信用、名誉及び個人情報に配慮して行うものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。
- 4 担当課は、公益通報調査結果報告書の写しを総務課長に提出するものとする。

（調査結果に基づく措置）

第7条 担当課は、通報について調査を行った結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかに法令に基づく措置その他適切な措置（以下「措置」という。）を執らなければならない。

- 2 担当課は、前項の措置を執ったときは、利害関係者の秘密、信用、名誉及び個人情報に配慮し、措置報告書（様式第5号）により通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しない場合は、この限りでない。

（協力の義務）

第8条 担当課は、他の行政機関その他の公の機関から公益通報に関する調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力をしなければならない。

- 2 通報対象事実に関する担当課が複数ある場合は、連携して調査し、措置を講じなければならない。この場合において、通報者に対する通知は、通報対象事実に関する各所管課間で協議し、最も関連が深いとされた担当課において行うものとする。

（運用状況の公表）

第9条 市長は、公益通報の件数等の運用状況について、毎年度公表するものとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。